

(表)

エックス線装置設置届

年 月 日

(宛先) 下関市立下関保健所長

届出者 住 所
(管理者) 氏 名

下記のとおりエックス線装置を備えたので、関係書類を添えて届け出ます。

記

施設の名称	電話	—
所在地		

エックス線装置に関する事項						
製 作 者				連 続	KVP	mA
型 式				短 時 間	KVP	mAs
台 数	台	エックス線管の数	管球	蓄 放 式	KV	μ F
用 途	透視用 ・ 一般撮影用 ・ CT ・ 歯科用 ・ その他()					
設置年月日	年 月 日					
エックス線装置の障害防止に関する構造設備						
医療法施行規則第30条第1項第1号に規定するエックス線管及び照射筒の遮蔽	有 ・ 無		撮 影 用 装 置	照 射 野 絞 り 装 置	有 ・ 無	
				医療法施行規則第30条第3項第2号に規定する焦点皮膚間距離	cm	
付 加 る 過 板 の 総 厚		mm	胸 部 集 検 用 装 置	利用線錐が角錐型かつ照射野絞り装置	有 ・ 無	
患者への入射線量率(50mGy/分)		以下 ・ 超		接触可能表面から10cmの距離において1μGy/1ばく射以下となる受像器の一次遮蔽体	有 ・ 無	
透 視 装 置	高線量率透視制御装置	有 ・ 無		遮蔽物から10cmの距離において1μGy/1ばく射以下となる被照射体周囲の箱状の遮蔽物	有 ・ 無	
	透視時間の積算及び一定時間経過時の警告ができるタイマー	有 ・ 無		エックス線管焦点及び患者から2m以上離れて操作できる構造	有 ・ 無	
焦点皮膚間距離保持装置(最短距離30cm)又はインターロック	有 ・ 無		移 動 型 ・ 携 帯 型 装 置		保管場所	
照射野絞り装置	有 ・ 無			治 療 用 装 置	ろ過板が引き抜かれた場合、エックス線の発生を遮断するインターロック	有 ・ 無
受信器通過エックス線空気マーカ率(接触可能表面から10cm)	150μGy/時以下	150μGy/時超	口 内 法 装 置		照射筒先端における照射野の直径	cm
最大照射野外3cmを通過したエックス線の空気マーカ率(接触可能表面から10cm)	150μGy/時以下	150μGy/時超		利用線錐以外のエックス線管遮蔽手	有 ・ 無	

(裏)

エックス線診療室の障害防止に関する構造設備							
画 壁 等 の 構 造	構造概要		構造又は材料	厚さ cm	画壁等の外側における実効線量	1mSv/週以下 1mSv/週超	
	区分						
	天	井			操 作 室	有 ・ 無	
	床				出入口における使用中の表示	有 ・ 無	
	画 壁	東			標 識	有 ・ 無	
		西			注 意 事 項 の 掲 示	有 ・ 無	
		南			管 理 区 域	区 域 の 設 定	有 ・ 無
		北				境界における実効線量	1.3mSv/3月以下 1.3mSv/3月超
	監視用窓				標 識	有 ・ 無	
	出入口の扉				立 入 制 限 措 置	有 ・ 無	
その他の開口部							
その他障害の予防装置							
敷地内居住区域及び敷地の境界における実効線量		250 μ Sv/3月以下 250 μ Sv/3月超	従 業 者 等 の 被 ば く 防 止	防護用具(防護前掛等)	有 ・ 無		
入院患者の実効線量(診療により被ばくする放射線を除く。)		1.3mSv/3月以下 1.3mSv/3月超		被 ば く 放 射 線 具 測 定 器	フィルムバッチ・ ポケット線量計・ リングバッチ・ TLD・その他 ()		
エックス線診療に従事する医師、歯科医師、診療放射線技師又は診療エックス線技師							
氏 名		職 種	エックス線診療に関する経歴(免許番号及び取得年月日)				

添付書類

- 1 エックス線診療室の周辺図（隣室及び上階又は下階の室名並びに周囲の状況を明記し、管理区域を設けた場合は、その区域及び標識の位置を朱線で記入したもの）
- 2 エックス線診療室の見取図（平面図及び側面図）
- 3 敷地の境界までの実効線量の測定結果（測定することが著しく困難な場合にあっては、その計算値）を記載した書類
- 4 エックス線装置のカタログ

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。